

○志摩市成年後見制度に係る市長による審判請求手続等に関する要綱

令和8年3月11日

告示第23号

(趣旨)

第1条 この要綱は、民法(明治29年法律第89号)の規定に基づく成年後見制度について、判断能力が不十分な高齢者、知的障害者及び精神障害者(以下これらを総称して「高齢者等」という。)の生活の自立の援助と福祉の増進のために、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定により、後見、保佐又は補助(以下これらを総称して「成年後見等」という。)開始等の審判の市長申立て(以下「市長申立て」という。)につき必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 市長申立ての対象者(以下「本人」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者であって、親族等による成年後見等開始等の審判申立てが見込まれない高齢者等とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 市内に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定により市内に住所等を記録又は登録している者

イ 市が介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により保険者となっている者

ウ 市が法令の規定により援護を行っている者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 配偶者及び2親等以内の親族がいない者

イ 配偶者及び2親等以内の親族があっても、虐待、財産の侵害等の事実がある者

ウ 配偶者及び2親等以内の親族が戸籍上確認できるが、音信不通の状態であつて、審判の請求を行おうとする3親等又は4親等の親族も明らかでない者

エ 成年後見等に係る審判の申立てに急を要すると市長が判断する者
(申立ての種類)

第3条 市長申立ての種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 民法第7条に規定する後見開始の審判
 - (2) 民法第11条に規定する保佐開始の審判
 - (3) 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意を要する行為の範囲を拡張する審判
 - (4) 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する審判
 - (5) 民法第17条第1項に規定する補助開始の審判
 - (6) 民法第17条第1項に規定する補助人に同意権を付与する審判
 - (7) 民法第876条の4第1項に規定する補助人に代理権を付与する審判
- (申立ての依頼)

第4条 次に掲げる者は、前条に規定する審査対象者が成年後見等の必要な状態にあると判断したときは、成年後見開始等の請求依頼書(別記様式)により、市長申立てを依頼することができる。

- (1) 民生委員
- (2) 本人の親族以外の者で日常生活の援助をする者
- (3) 本人が利用する老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の職員
- (4) 本人が利用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業所の職員
- (5) 地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条に規定する保健所の職員
- (6) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院又は診療所の職員

(7) その他市長が認める者

(調査)

第5条 市長は、市長申立てを行うに当たっては、次の各号に掲げる事項を調査するものとする。

(1) 本人の事理を弁識する能力

(2) 本人の生活状況及び健康状況

(3) 本人の親族等の存否及び成年後見等に係る申立てを行う意思の有無

(4) 本人の福祉の増進を図るために必要な事情

2 市長は、前項の調査を行うため、本人の診断書等必要な書類を徴収するものとする。

3 市長は、本人に親族がいるときは、当該親族に審判請求の必要性を説明し、申立てを促すものとする。この場合において、必要性を説明する際には、本人の状況等の情報を必要の範囲内で当該親族等に提供するものとする。

(申立ての決定)

第6条 市長は、前条の規定による調査を行い、医師、弁護士等と協議し、申立ての適否及び申立ての種類を決定するものとする。

(申立ての手續)

第7条 市長申立てに係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等の手續は、本人に係る審判を直轄する家庭裁判所の定めるところによる。

(申立てに係る費用負担)

第8条 市長は、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条第1項の規定により、審判の申立てに要する費用を負担する。

(申立てに係る費用求償)

第9条 市長は市長申立てに基づき審判が下され、成年後見人、保佐人又は補助人(以下これらを総称し「成年後見人等」という。)が選任されたときは、審判に要した費用(鑑定費用を含む。)について、家事事件手続法第28

条第2項の規定により、成年後見人等を通じ、本人の資産から当該費用の返還を求めることができる。ただし、本人が次号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく被保護者であること。

(2) 成年後見等開始等の審判に要する費用を負担することが困難であると市長が認めた者であること。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(志摩市成年後見制度利用支援事業実施要綱の廃止)

2 志摩市成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成28年志摩市告示第21号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日前に、この告示による廃止前の志摩市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき行われた成年後見制度に係る市長による審判請求手続等は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別記様式(第4条関係)

成年後見開始等の請求依頼書

年 月 日

(宛先) 志 摩 市 長

次の対象者について、市長による成年後見開始等審判の請求を依頼します。

依頼者	住 所			
	氏 名		電話番号	
対象者	住 所			
	氏 名		電話番号	
	生年月日			
依頼理由				
心身や生活等の状況		(対象者の心身・生活の状況について記入してください)		
資産の状況		(年金等の有無、生活保護受給などの収入のほか、不動産等の資産について記入してください)		
備 考				

別記様式(第4条関係)